

# 第 1 章 計画の基本的事項

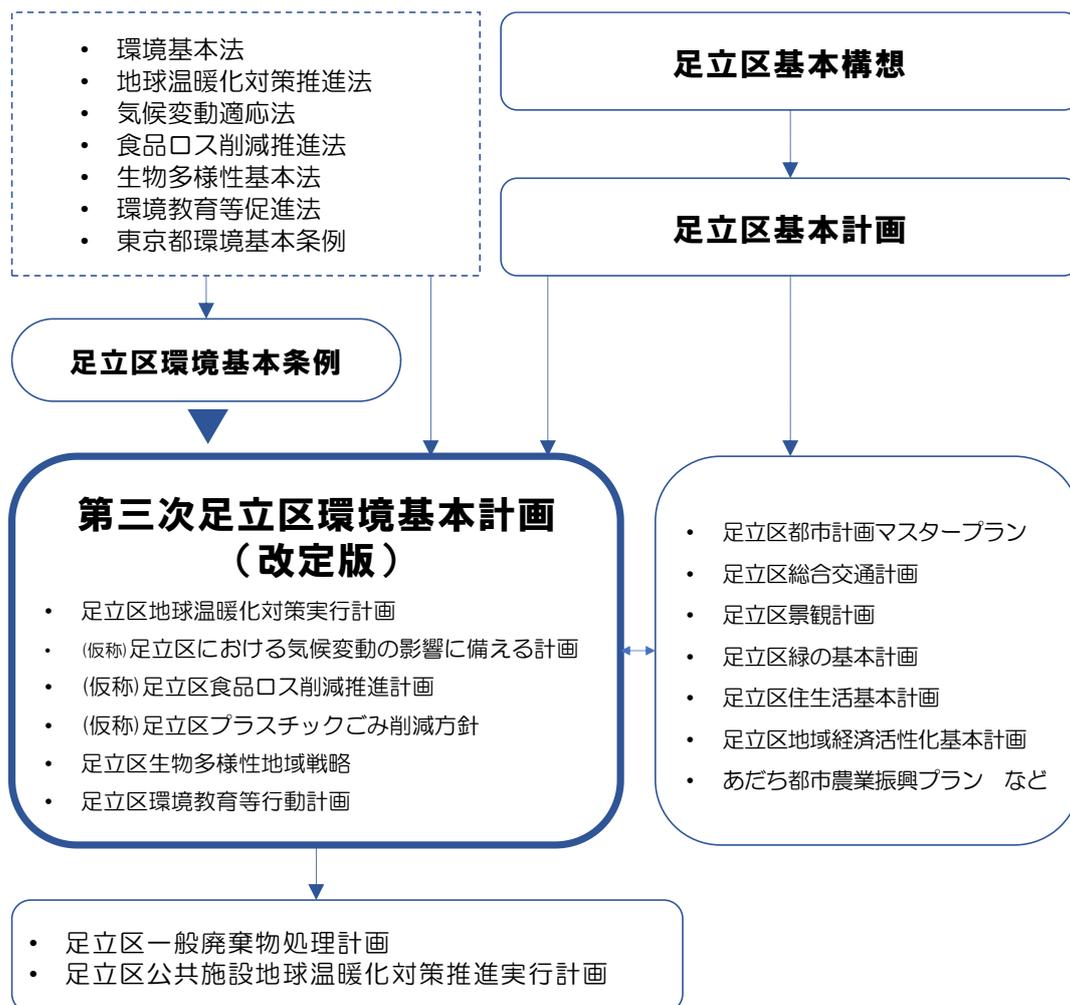
## 1 計画の目的

第三次足立区環境基本計画改定版（以下、「本計画」といいます。）は、区の施策を環境の視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、環境に関する各種法令と足立区環境基本条例の基本理念に基づき作成するものであり、上位計画である足立区基本構想・基本計画をはじめ、各種関連計画との整合を図るものとします。

なお、足立区環境基本条例の第 8 条（環境基本計画）には、環境基本計画の策定が義務付けられています。



また、本計画は以下の計画を包含します。

**(1) 足立区地球温暖化対策実行計画**

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第 21 条第 3 項に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画で、柱 1 「地球温暖化・エネルギー対策」の 1-1、1-2、1-3（〇～〇ページ）が該当します。第 6 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

**(2) (仮称)足立区における気候変動の影響に備える計画**

気候変動適応法第 12 条に規定されている「区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画」で、柱 1 「地球温暖化・エネルギー対策」の 1-4（〇～〇ページ）が該当します。第 6 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

**(3) (仮称)足立区食品ロス削減推進計画**

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）第 13 条に規定されている「区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」で、柱 2 「循環型社会の構築」（〇～〇ページ）が該当します。第 6 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

**(4) (仮称)足立区プラスチックごみ削減方針**

柱 2 「循環型社会の構築」（〇～〇ページ）が該当します。第 6 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

**(5) 足立区生物多様性地域戦略**

生物多様性基本法第 13 条に規定されている「区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、柱 4 「自然環境・生物多様性の保全」（〇～〇ページ）が該当します。第 6 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

**(6) 足立区環境教育等行動計画**

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）第 8 条に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」で、柱 5 「学びと行動のしくみづくり」（〇～〇ページ）が該当します。第 6 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

### 3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条を踏まえて設定します。

#### 足立区環境基本条例

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1)公害の防止及び生活環境の保全

(2)有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全

(3)水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

(4)人と自然との豊かな触れ合いの確保

(5)良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり

(6)資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量

(7)地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全

(8)前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

## 4 計画の期間と評価

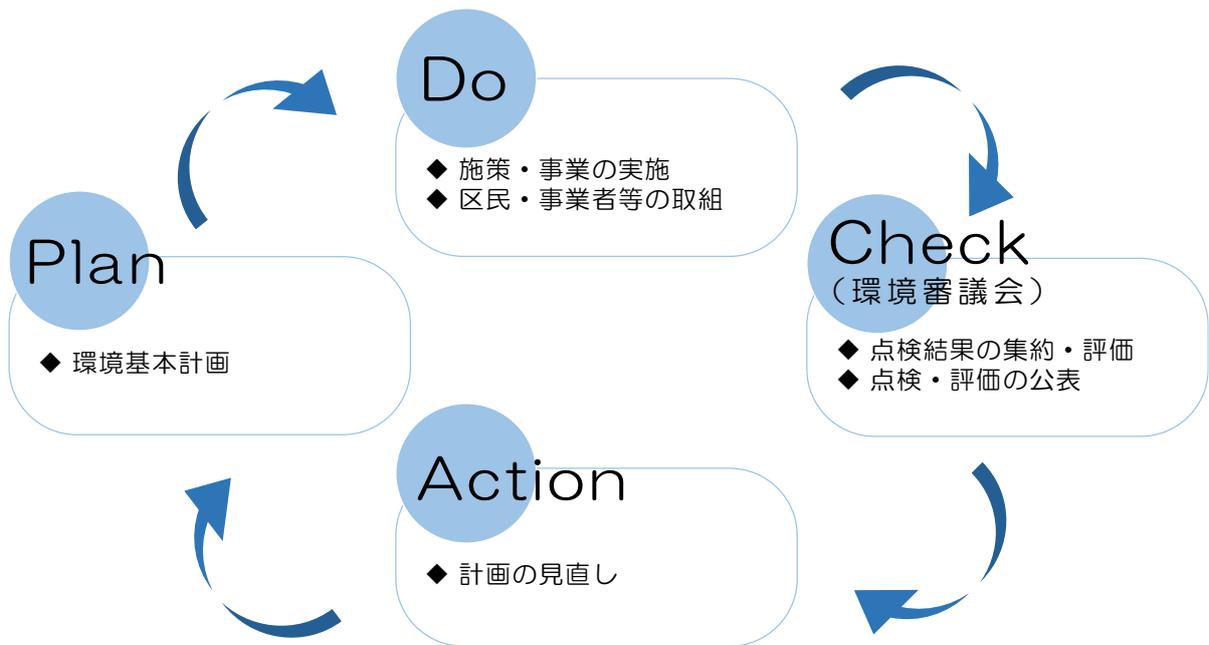
本計画の期間は、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間とします。

	2017 H29	2018 H30	2019 H31/R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2033 R5	2024 R6
第三次 環境基本計画								目標年

※ 図中の矢印は、2021年度（R3）まで「計画の見直し」が行われ、2022年度（R4）から2024年度（R6）まで本計画が実施されることを示しています。

図 計画の期間

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

## 第2章 計画改定の背景

### 1 国内外の動向

#### (1) 地球温暖化(気候危機)に関する動向

##### ア 脱炭素社会への転換

地球温暖化により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。例えば、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨では、日本周辺での気温の上昇が雨量を約6.7%底上げしたことが指摘されています。このような極端な豪雨や高温などにより、私たちの生命や財産、様々な生物に甚大な被害が生じています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2018(平成30)年に公表した「1.5°C特別報告書」では、2050年前後には世界の二酸化炭素(以下、「CO<sub>2</sub>」といいます)排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では2020(令和2)年、東京都では2019(令和元)年に、『2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)』が宣言されました。



図 2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)を表明した国(124か国・1地域 2021(令和3)年1月20日時点)  
出典 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

##### イ 気候変動における「緩和」と「適応」

前述のとおり、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

我が国では2018(平成30)年に「気候変動適応法」が制定され、また、東京都では2021(令和3)年に「東京都気候変動適応計画」が策定されました。

### 緩和とは? 適応とは?

人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

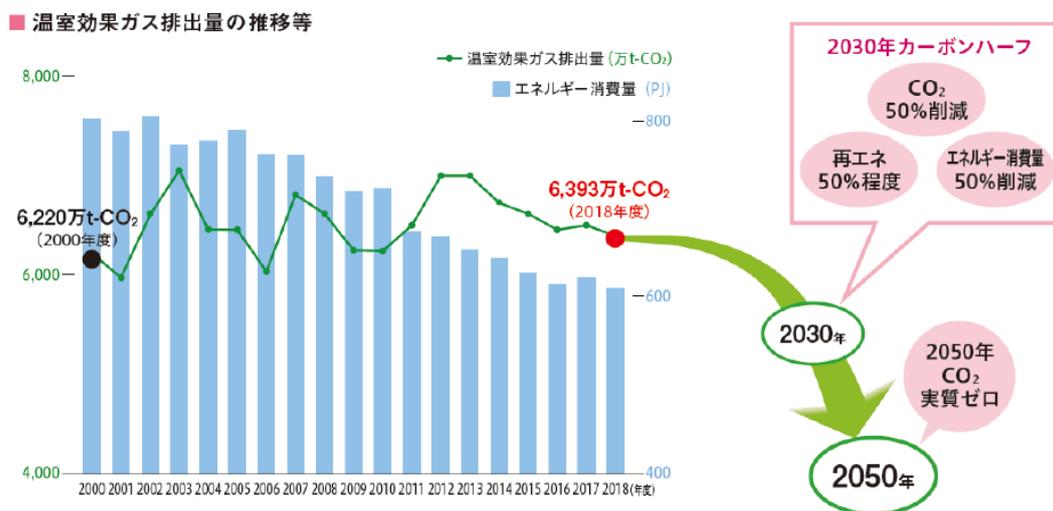
出典 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

## ウ ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

東京都は、2019（令和元）年5月に開催された U20 東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を 2019（令和元）年 12 月に策定し、2021（令和3）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を公表しました。

2030（令和 12）年までに CO<sub>2</sub> 排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。



### ■ 具体的取組を進める6つの分野・14の政策



出典 ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

## (2) 食品ロス問題

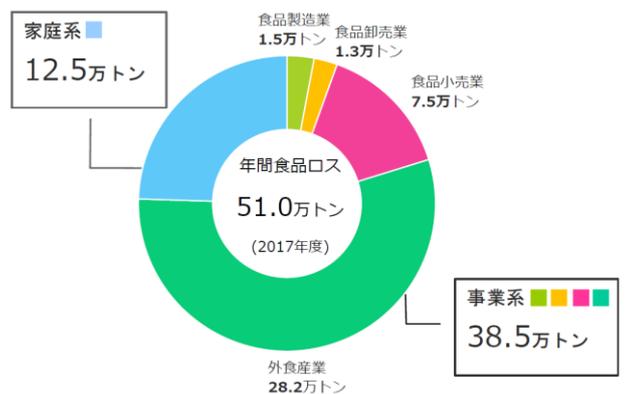
食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスが発生すると、廃棄された食料の生産過程、ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが無駄に排出されたこととなります。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「土地関係特別報告書」（2019年）によると、世界の食料システムにおける、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21～37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。



出典 IPCC. Climate Change and Land. 2019

国内においては、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。同年12月に東京都は「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置付け、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。2020（令和2）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取組みの方向性として「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。



都内の食品ロスの内訳

出典 東京都食品ロス削減推進計画



東京都食品ロス削減推進計画



東京食品ロスゼロアクション(啓発冊子)

### (3) プラスチック問題

プラスチックの製造にかかる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の各段階で CO<sub>2</sub> が排出され、さらに廃プラスチックの熱回収・焼却処理により、大量の CO<sub>2</sub> が発生しています。また先進国から廃プラスチックの輸出先となってきた国々では、環境汚染が報告され、国内で資源循環を行うことが急務となっています。

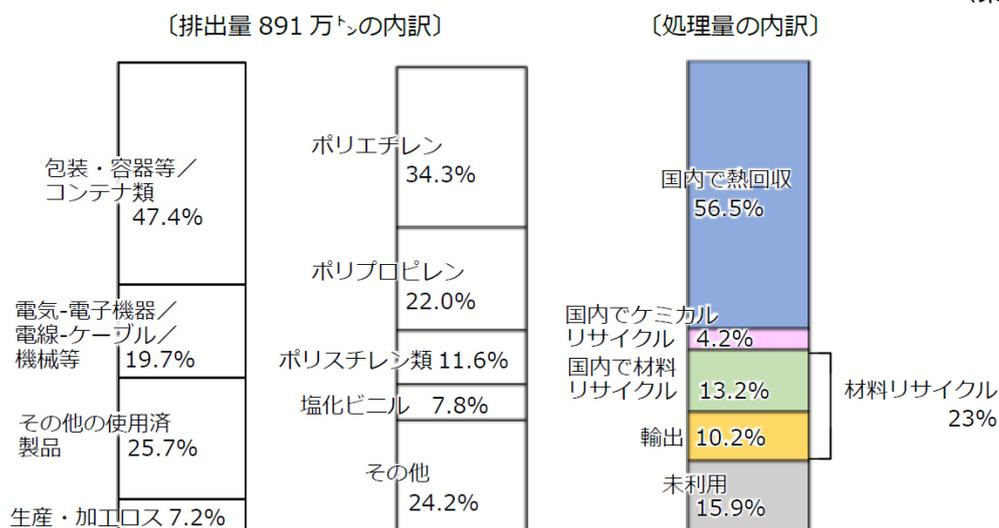
河川等を経由して多量のプラスチックが海に流出し、海洋生態系への影響等も危惧されています。

海洋プラスチックについては、2015（平成 27）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でのターゲットの一つで掲げられています。また、2016（平成 28）年5月の G7 伊勢志摩サミットや 2019（令和元）年6月の G20 大阪サミット等、プラスチックについて幾度と議論が行われ、この問題は世界で連携して取り組むべき大きな課題となっています。

国内において、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。同年 12 月に東京都は「ゼロエミッション東京戦略」において、「2050 年 CO<sub>2</sub> 実質ゼロのプラスチック利用」という目標を掲げています。また海洋プラスチック問題を受け、TOKYO 海ごみゼロアクションやアジアの諸都市との連携による海洋への流出ゼロに向けた取り組みを実施しています。



レジ袋削減キャンペーン  
(東京都)



廃プラスチックの排出・処理状況(全国、2018年)

出典 一般社団法人プラスチック循環利用協会

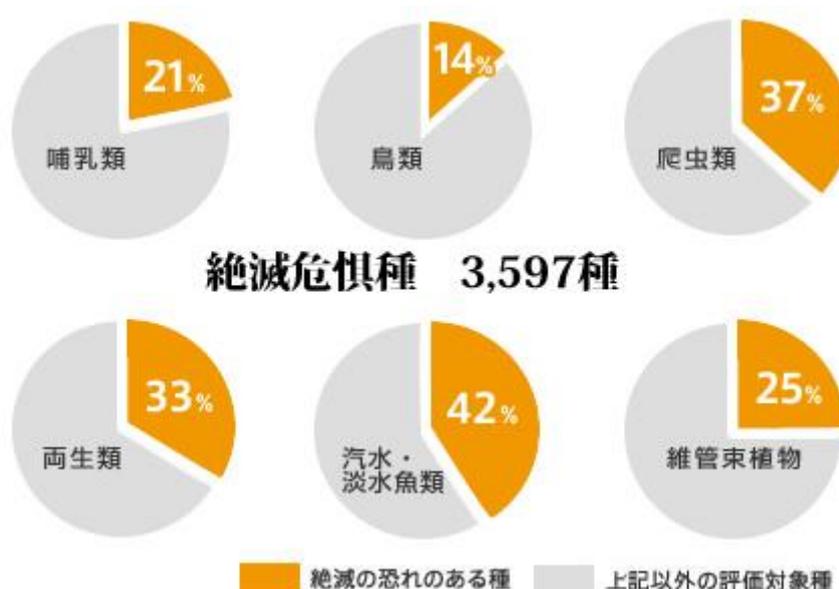
#### (4) 生物多様性の危機

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

2019（令和元）年5月、パリで国連教育科学文化機関（UNESCO）はグローバル評価報告書を発表し、今後数十年で、およそ100万種の生物が絶滅するおそれがあることを公表し、その保護は「気候変動対策と同様、きわめて重要」としました。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達しています。

国内では、「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」、「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」、「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」、「地球環境の変化による危機」による生物多様性の危機にさらされています。

2012（平成24）年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されていますが、計画期間を終えるため、2020（令和2）年より次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われています。



絶滅のおそれのある日本の野生生物

出典 環境省 生物多様性 HP

東京都でも、2012（平成24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。この計画が2020（令和2）年に計画期間を終えるため、2019（令和元）年12月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。

## (5) SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各柱と SDGs との関わりを示すため、17 の目標のうち関連する SDGs の目標アイコンを掲載しています。

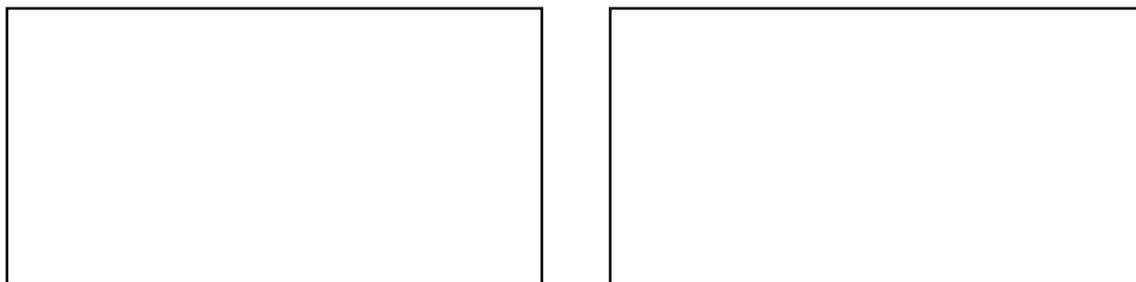


column▶ コラムタイトル

## (6) 新型コロナウイルスによる影響

2019（令和元）年12月以降、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の世界的大流行（パンデミック）により、「新しい生活様式」への対応も急務となり、テレワークや時差出勤等、働き方への柔軟性が求められています。

また様々な環境イベントも中止、あるいはオンラインでの開催等、ひとが集まる環境施策や事業においても、適切に対応していくことが求められています。



テレワークの写真やオンラインイベントの写真等を挿入

そして気候危機や環境対策に重点を置き、コロナ禍からの復興を目指す「グリーンリカバリー」も欧州を中心に注目を集めています。国内においては、2020（令和2）年6月に、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）での意見交換会が行われ、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、そして自律分散型社会への移行、という3つの移行への重要性が再認識されました。これに併せ、東京都でも、環境はもとより、人々の持続可能な生活を実現する観点まで広げた「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、強靱で持続可能な社会を創っていくことを推進しています。

## 2 区の動向

### (1) 第3次足立区環境基本計画以降の「足立区一般廃棄物処理計画」「足立区災害廃棄物処理計画」の策定について

#### ア 足立区一般廃棄物処理計画

2019（令和元）年に「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

策定の背景として、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、温室効果ガス削減などの強化が求められるとともに、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物処理体制の構築や水銀含有廃棄物の適正処理についても喫緊の課題となっています。

また環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、まちの美化や3Rの推進についても進めていく必要があり、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等への対応が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけリデュース「ごみを作り出さない」、リユース「繰り返し使う」の実践が不可欠となっており、さらに、リサイクル「再資源化する」へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければいけないため、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が区の目指す姿です。

#### イ 足立区災害廃棄物処理計画

2019（平成31）年3月に「足立区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定の背景として、近年、東日本大震災をはじめとして全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。それらの災害に伴って発生する膨大な量の災害廃棄物は、ライフラインや交通の途絶など多大な影響を及ぼし、生活基盤の再建の妨げとなっています。

国は、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、2014（平成26）年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定（平成30年3月改定）し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。

東京都においては、2017（平成29）年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定に取り組んでいます。

「足立区災害廃棄物処理計画」は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、「足立区地域防災計画」を補完するものとして災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的としています。

## (2) 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

区と区議会は、足立区環境審議会の意見を踏まえ、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識をすべての区民・事業者・団体などと共有し、国や他自治体、企業とも連携を図りつつ、オール足立で2050(令和32)年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロをめざすことを2021(令和3)年3月23日に宣言しました。

### ア ゼロ宣言に至った経緯

#### 世界

- ◆ 気候非常事態に直面
- ◆ 地球温暖化の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている
- ◆ 「パリ協定」が採択【2015年】
- ◆ IPCCの特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告【2018年】

#### 【気候非常事態とは】

世界は今、気候非常事態に直面しています。これまでにない豪雨や熱波などの異常気象は、大規模な災害を引き起こし、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。

#### 国

- ◆ 2050年にカーボンニュートラルを目指すことを宣言【2020年10月】
- ◆ 地球温暖化対策推進本部において、2050年カーボンニュートラルに向けた取組について議論【2020年10月】

#### 東京都

- ◆ U20東京メイヤーズ・サミットで、2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献することを宣言【2019年5月】
- ◆ 「ゼロエミッション東京戦略」を策定【2019年12月】

#### 足立区

- ◆ 足立区環境審議会において審議【2021年1月】
- ◆ 足立区議会において議案の審議【2021年2月】
- ◆ 足立区議会本会議にて、全会一致で可決【2021年3月】

## 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

東京23区初となる足立区と足立区議会による共同宣言の表明  
【2021年3月】

## イ ゼロ宣言の内容



### 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

世界は今、気候非常事態に直面しています。

これまでにない豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象は、大規模な災害を引き起こし、生態系に異変をもたらすなど、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。また、足立区においても、毎年、猛暑による熱中症で多くの方が搬送されるばかりか、2019年には、記録的雨量による河川氾濫のおそれから3万人以上の区民が避難するなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの異常気象の主な原因は、地球温暖化だと考えられています。人類の活動により、大量に排出してきた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の気温を上昇させてきたのです。

2015年、日本を含む世界の国々は、世界の平均気温上昇を抑えるための国際的な取り決めであるパリ協定に合意しました。その後、多くの国が温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、大気中への二酸化炭素の排出を実質ゼロにする目標を掲げています。日本政府も、2050年までに排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広がっています。

地球温暖化は、決して他人事ではありません。これからの私たちの行動が地球の将来を決めるのです。豊かな川の流れや桜の花が咲き誇る「あだち」を、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任です。

足立区と足立区議会は、すべての区民・事業者・団体等と、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識を共有し、国や他の自治体、企業とも連携を図り、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

- 1 二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献します。
- 2 貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献します。
- 3 これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促します。

2021年3月23日

足立区長 近藤 弥生

足立区議会議長 鹿浜 昭

ページ調整

### 3 現行計画の進捗状況

施策群	指標	単位	目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画)								
1-1	省エネルギーを心がけている人の割合	%	70.0	51.3	52.6	45.8	50.3	調査中
1-2	区内の再生可能エネルギーの導入容量(累計)	kW	36,000	33,818	35,031	<b>36,600</b>	<b>38,017</b>	
1-3	熱中症で搬送される患者数	人	160	197	202	536	406	
区内の年間CO <sub>2</sub> 排出量 ※当該年度に判明した2年前の数値 ※足立区地球温暖化対策実行計画で定める削減目標		千t-CO <sub>2</sub>	1,970	2,427	2,287	2,187	2,202	
2020年の実績を踏まえ、評価を追記する								
柱2 循環型社会の構築								
2-1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	g	470	549.9	539.9	531	533	調査中
2-2	資源化率	%	27.0	19.49	19.10	19.08	19.05	
2-3	区内のごみ量	t	158,400	179,756	177,519	177,724	178,658	
2020年の実績を踏まえ、評価を追記する								

※表中の太字は目標達成したもの

施策群	指標	単位	目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柱3 安全・安心で快適な暮らしの確保								
3-1	工場等に対する 公害苦情相談 件数	件	232	315	373	376	348	調査中
3-2	地域で自主的に 美化活動をして いる団体数	団体	400	254	319	375	384	
2020年の実績を踏まえ、評価を追記する								
柱4 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略)								
4-1	生物とふれあう 事業の参加者 数	人	330,600	307,651	338,463	342,673	313,590	調査中
4-2	区民参加型の 生物調査の 参加者数	人	200	40	40	198	152	
4-3	樹木被覆地率	%	8.7	8.3	<b>9.4</b>	<b>9.4</b>	<b>9.4</b>	
2020年の実績を踏まえ、評価を追記する								
柱5 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画)								
5-1	環境に配慮した 製品を選んで使 う人の割合	%	25.0	12.0	11.8	10.3	10.5	調査中
5-2	環境学習プログ ラムに参加し、 修了した人の数 (累計)	人	2,000	414	565	720	857	
5-3	エコ活動ネットワ ーク足立の登録 団体が実施した 自主的な環境保 全活動数	回	250	—	7	162	146	
2020年の実績を踏まえ、評価を追記する								

※表中の太字は目標達成したもの

## 第3章 CO<sub>2</sub>排出実質ゼロの2050年に向けて

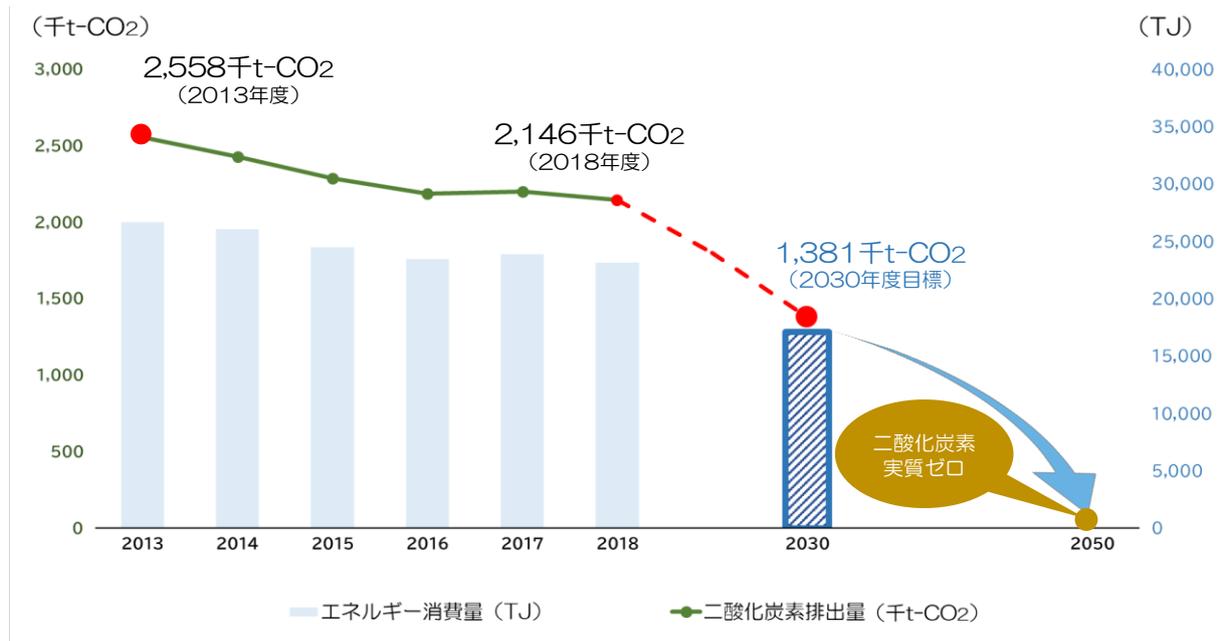
### 1 今後の課題

現在、全庁調査を実施中。課題の分析を行ったうえで、次回以降に掲載予定。

## 2 方向性

2050（令和 32）年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けて、すべての区民・事業者・団体等の積極的な行動を促し、国や東京都、他の自治体と連携し、オール足立で推進していきます。

また国と足並みを揃え、2030（令和 12）年度に2013（平成 25）年度比からCO<sub>2</sub>排出量 46%削減を目指します。



温室効果ガスの推移

足立区は3つの決意のもと、二酸化炭素実質ゼロを実現します。

二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献

	2030				2050	
	東京都		足立区		東京都	足立区
	取組	目標	取組	目標	目指すべき姿	方向性
再生可能エネルギー	再エネ電力利用	50%程度	検討中		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 再エネを基幹電源とする100%脱炭素電力が供給されている</li> <li>◆ 再エネの地産地消とエネルギーシェアリングが標準化</li> </ul>	検討中
	エネルギー消費量(2000年度比)	50%程度				
	都内太陽光発電設備導入量	130万kW				
水素エネルギー	家庭用燃料電池の普及	100万台				
	業務、産業用燃料電池の普及	3万kW				
ゼロエミッションビル(ZEB・ZEH)	温室効果ガス排出量(2000年度比)	50%削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全ての建物が、防災や暑さ対策など適応策の観点も踏まえたゼロエミビルになっている</li> <li>◆ フロン排出ゼロ</li> <li>◆ ノンフロン危機の普及拡大により、フロン使用機器を大幅削減</li> <li>◆ フロン機器の徹底管理により、使用時・廃棄時の漏えいゼロを実現</li> </ul>			
フロン排出量	代替フロン排出量(2014年度比)	-40%				

貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献

	2030				2050	
	東京都		足立区		東京都	足立区
	取組	目標	取組	目標	目指すべき姿	方向性
3Rの推進	一般廃棄物のリサイクル率	37%	検討中		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 持続可能な資源利用が定着</li> <li>◆ CO<sub>2</sub>実質ゼロのプラスチック利用</li> <li>◆ プラスチックの生産、リサイクルなどはすべて再エネで賄う</li> </ul>	検討中
プラスチック対策	家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量(2017年度比)	-40%(約40万t)				

これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促す

	2030				2050	
	東京都		足立区		東京都	足立区
	取組	目標	取組	目標	目指すべき姿	方向性
ゼロエミッションビークル(ZEV)	乗用車新車販売非ガソリン化	100%	検討中		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都内を走る自動車はすべてZEV化</li> </ul>	検討中
	ゼロエミッションバスの導入	300台以上				
	急速充電器	1,000基				
	水素ステーションの整備	150カ所				
食品ロス	食品ロス発生量(2000年度比)	半減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 食品ロス発生量実質ゼロ</li> <li>◆ 食品ロスの発生抑制に最大限努め、なお発生する食品ロスについては、肥料化・飼料化により廃棄をゼロにする</li> </ul>			

## 第4章 計画の体系

### 1 足立区基本構想における将来像

足立区基本構想において、足立区に暮らす人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から思い、真の豊かさを実感することができるように、目標とする足立区の将来像（以下、「区の将来像」といいます。）を掲げています。

**協創力をつくる  
活力にあふれ 進化し続ける  
ひと・まち 足立**

今後、区が直面する課題や変化を克服するためには、人口減少、少子・超高齢社会を支えるための「活力の維持・確保」とともに、変化に柔軟に対応できる「進化」が求められています。そのためには、これまで進めてきた「協働」をさらに深化、発展させ、区民と行政が変化する状況とともに挑み、解決していくしくみも必要です。

協働を発展させ、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支え合うしくみである「協創」を進めることで、それぞれの想いや力が重なり合いまちを創る力「協創力」が生まれ、さらに協創力が「活力」と「進化」を相乗作用で生み出すことにより、区の将来像の実現につながっていきます。また、このような区の将来像を実現するためには、将来にわたって環境が保全された持続可能なまちであることが求められるため、本計画における取組みが区の将来像の実現を支える基盤にもなります。

### 2 環境の視点から目指す姿

本計画において、「環境の視点から目指す姿」を定めます。

これは、上位計画である基本構想の区の将来像を踏まえたものとしませんが、環境の保全は、区の将来像の実現を支える基盤でもあるため、両者は相互に深く関わるものです。

足立区は、住宅都市でもあり、中小事業者の多いまちでもあります。日々の暮らしや経済活動によって、環境負荷を生み出しています。一方で、人口が多いことは、一人ひとりの環境保全への取組みが大きな力となる可能性を秘めていることも示しています。一人ひとりが未来の地球を思い、つながり、そして行動することで、「地球にやさしいひと」になります。多くの「地球にやさしいひと」の力を結集し、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

## 足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

### 環境の視点から目指す姿

#### 基本方針 **地球にやさしい ひと のまち**

かけがえのない地球環境を守るため、  
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置付けます。

#### 視点1

学び考え、  
行動する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

#### 視点2

環境負荷の  
少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

#### 視点3

環境と  
調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能が調和したまち

#### 視点4

「ひと」と活動を  
支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

#### 柱1

地球温暖化・  
エネルギー  
対策

#### 柱2

循環型  
社会の構築

#### 柱3

生活環境の  
維持・保全

#### 柱4

自然環境・  
生物多様性  
の保全

#### 柱5

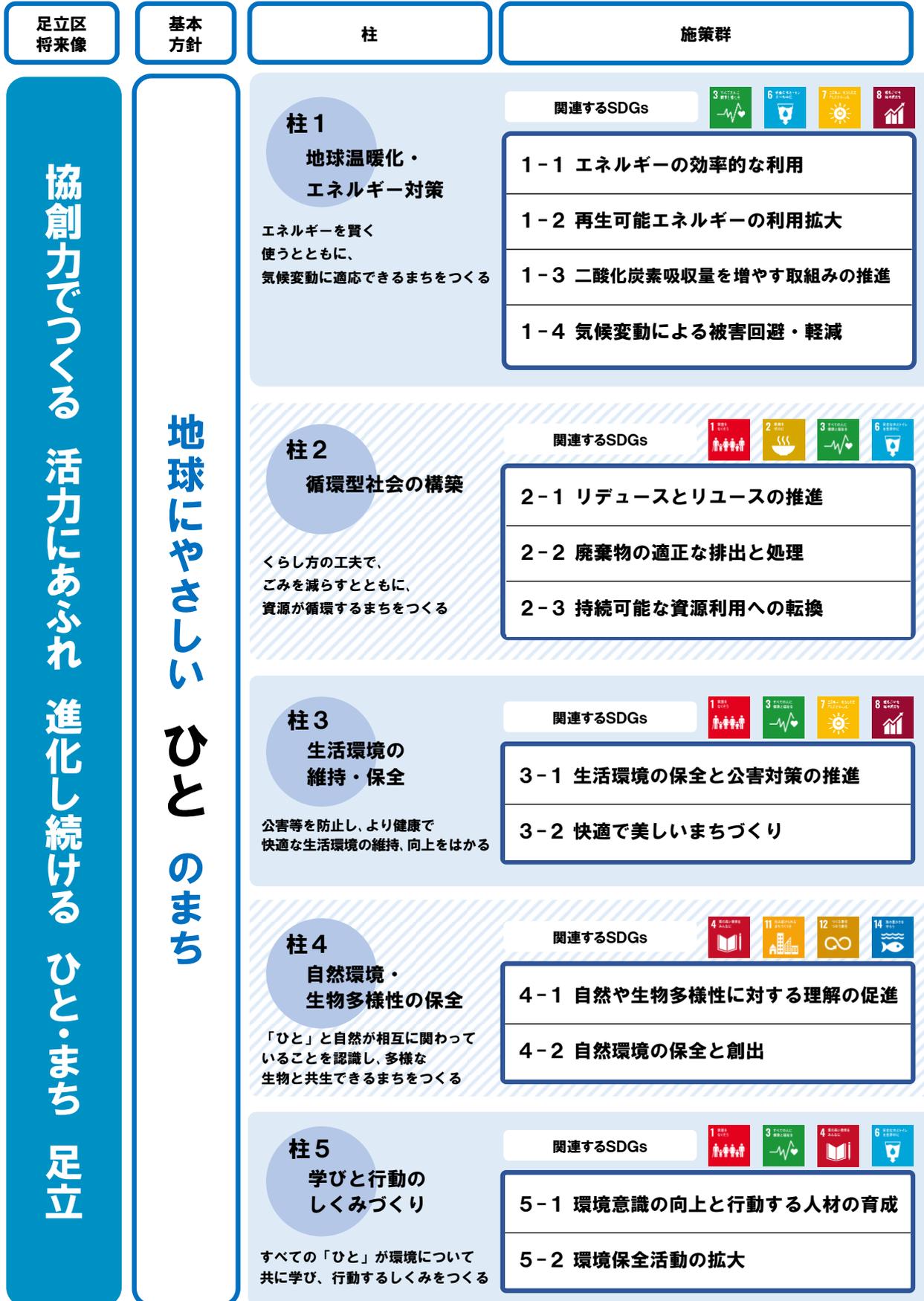
学びと行動  
のしくみ  
づくり

4つの視点と5つの柱

5つの柱には、4つの視点の考え方を含んだ施策・取組みがそれぞれ定められています。各柱の詳しい内容は、第5章（〇～〇ページ）をご覧ください。

ページ調整

### 3 計画の基本体系



施策群ごとの目標	施策	関連計画
----------	----	------

		
<p>エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素を減らす</p>	<p>① 身近な省エネ行動の促進 ② 高効率な設備・機器への更新 ③ 建物の省エネ性能の向上 ④ 低炭素な交通手段への転換</p>	
<p>二酸化炭素排出量が少ないエネルギー源に切り替えて、排出を減らす</p>	<p>① 太陽エネルギーの利用促進 ② 低炭素エネルギー導入可能性の検討</p>	<p>足立区地球温暖化対策実行計画</p>
<p>二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつなげる</p>	<p>① CO<sub>2</sub>吸収量を増やす取組みの推進 ②</p>	
<p>暑熱、気象災害の被害を少なくする</p>		<p>足立区における気候変動の影響に備える計画</p>

		
<p>廃棄物の量を減らす</p>	<p>① 日常のごみ減量行動の促進 ② 資源ロスの削減</p>	<p>足立区食品ロス削減推進計画</p>
<p>分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する</p>	<p>① 身近なリユースを促すしくみづくり ② 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり ③ 水の循環の推進</p>	<p>足立区プラスチックごみ削減方針</p>
<p>事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める</p>	<p>① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化 ② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上 ③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり ④ 災害廃棄物の対策強化</p>	

		
<p>法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する</p>	<p>① 工場、事業場等への公害規制指導 ② 大気、水質、騒音等の定期的な調査 ③ 公害苦情の相談への対応 ④ 土地・建物の適正な管理の推進</p>	
<p>地域の美化活動や不法投棄・ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる</p>	<p>① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進 ② 美しいまちの創出と維持</p>	

		
<p>自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する</p>	<p>① 自然や生物への関心を高める取組みの推進 ② 自然体験や生物とふれあう機会の充実 ③ 生物多様性に対する理解の促進 ④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全</p>	<p>足立区生物多様性地域戦略</p>
<p>身近な自然環境を守り、増やす</p>	<p>① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全 ② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理</p>	

		
<p>高い環境意識を持って行動する人を増やす</p>	<p>① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信 ② 環境への意識を高める場や機会の提供 ③ 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供 ④ 小中学生向け環境学習の推進 ⑤ 大人向け環境学習の推進と人材の育成</p>	<p>足立区環境教育等行動計画</p>
<p>環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく</p>	<p>① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり ② 環境保全活動のネットワークづくり</p>	